

差止請求書兼申入書

2010年4月7日

埼玉県羽生市中央3-6-19
杉山株式会社 御中

適格消費者団体
特定非営利活動法人
埼玉消費者被害をなくす会
理事長 池本 誠司（弁護士）
〒330-0064
さいたま市浦和区岸町7-11-5
TEL048-844-8971
FAX048-844-8973
担当 事務局長 中根 康子

第1 差止請求について

当会は、消費者の権利擁護を目的とし、商品、サービス及び契約に関わる調査、研究、検討を行っている、消費者・消費者団体・消費生活相談員・弁護士・司法書士等で構成している特定非営利活動法人です。平成21年3月5日に内閣総理大臣から消費者契約法13条に基づく適格消費者団体として認定を受けております。

当会は貴社に対し消費者契約法41条1項の請求として本差止請求書を差し出します（従って、本書が貴社に到達すべき時期から1週間を経過した後は、消費者契約法の定める差止請求に係る訴えを提起することができます。）。

つきましては本書面到着後1週間以内に、書面にて貴社の対応をご回答ください。なお、貴社からの回答の有無・内容等は当会において公表することがある旨を念のため申し添えます。

第2 請求の要旨

- 1 貴社の使用する規約中下記Ⅰの5項およびⅡの条項を含む意思表示を行わないこと。

記

① 規約「Ⅰ. レンタル料金」

5. オーダーレンタルにつきましてはご契約後のキャンセルには応じられません

② 規約「Ⅱ. キャンセル料」

ご契約後キャンセルの場合は下記条件のキャンセル料を申し受けます。

契約日より

- 1 週間以内の場合・・・契約金額の30%
- 1 カ月以内の場合・・・契約金額の60%
- 2 カ月以内の場合・・・契約金額の80%
- 2 か月以上の場合・・・契約金額全額

- 2 同内容が記載された規約ひな型が印刷された契約書用紙を廃棄すること
- 3 上記1につき、従業員らに対し周知させ、同項の意思表示を行わないように指示すること

第3 紛争の要点

- 1 着物レンタル契約時のキャンセルに関する条項が、消費者契約法9条1号および同法第10条により無効となる部分があること。

(1) 貴社「規約Ⅰ. レンタル料金 5項」において、「オーダーレンタルにつきましてはご契約後のキャンセルは一切応じられません」との定めがあります。

この規約において、オーダーレンタルを契約した期間について特に定めがなく仮に利用日の2年前に契約し翌日にキャンセルをした場合であっても、一切応じられないという条項は、実質的にはどの時点でキャンセルをしても、キャンセル料（解約損料）としてレンタル代金の100%を徴収するという規定です。

消費者契約法9条1項1号は、事業者の聴取するキャンセル料の定めについては、「事業者が生じる平均的損害を超えている部分」については、無効であると規定しています。

契約締結後、レンタル日までいくら期間があっても100%のキャンセル料を徴収する趣旨の規定は、「事業者が生じる平均的損害を超えている」ことは明らかで消費者契約法9条1項1号に違反します。

また、いかなる理由があってもキャンセルに応じられず100パーセントのキャンセル料を負担するという内容は、不可抗力などによっても債務不履行責任と同様の責任を負わせるという規定であって消費者契約法10条にも違反します。

(2) 「規約Ⅱ. キャンセル料」において「ご契約後キャンセルの場合は下記条件のキャンセル料を申し受けます。・・・」との定めがあります。

この規約は、キャンセル料発生の起算点を契約日においていますが、これでは、

契約した時期が、利用日の1年前に契約し翌日にキャンセルをした場合であっても、契約日の1週間以内ということで契約金額の30%を支払わなければならないということになります。また、同じような事案で契約日から2ヶ月以上経過した場合に100%のキャンセル料を支払わなければならないということになります。これらは、明らかに同様の場合に「事業者が生じる平均的損害を超えている」といえ、前記消費者契約法9条1項1号に違反します。

また、いかなる場合にも、キャンセル料が発生するという規定は、消費者に民法415条の債務不履行責任を超えた無過失損害賠償責任を負わすことになり、消費者契約法10条に違反します。

- 2 なお、当会は、本請求の前に、本年2月3日付けで同様の申し入れをおこなっております。貴社からは指定した期日までに回答がありませんでしたが、当会からの電話による問合せに対し、3月9日と3月18日に電話（口頭）で対応され、「規約は直そうと思っている」という考えは伺いました。しかし、本日まで、改善の事実が、確認できていません。
- 3 以上の通り、貴社のキャンセルに関する条項は無効な部分を含んでおり、当会は、消費者契約法12条3項、同41条に基づき、請求の要旨の通り、請求します。

第4 訴えを提起する予定の裁判所

さいたま地方裁判所（熊谷支部）

第5 申し入れ

なお、消費者契約法12条3項、同41条に基づく請求のほかに、本年2月3日付で求めた照会事項についてもご回答いただくよう申し入れます。